

# 徳島市一般廃棄物処理基本計画

(ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画)

**【概要版】**

令和5年9月

徳島市

# 計画改定の趣旨

近年、環境負荷からの脱却に向けた循環型社会への転換が求められるようになってきています。廃棄物に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめとする各種廃棄物関係法令が整備され、廃棄物のリデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の推進が求められています。

徳島市（以下、「本市」という。）では、平成 29 年 6 月に徳島市一般廃棄物処理基本計画（以下、本計画）を策定し、市民・事業者・行政の連携のもと、一般廃棄物の発生・排出抑制、再資源化等に取り組んでいます。

こうした状況の中、当該計画策定から約 5 年が経過し、廃棄物を取り巻く社会情勢や市民の意識等の変化をふまえて、ごみ及びし尿等の適正処理に加えて持続可能な社会の実現に向けた取組みについて検討する必要が生じてきています。

以上より、本市における一般廃棄物に係る収集・運搬計画、中間処理等計画及び最終処分計画等を検討し、廃棄物事業の指標となる「一般廃棄物処理基本計画」を改定します。

# 計画の期間・目標年度

## 【計画の期間】

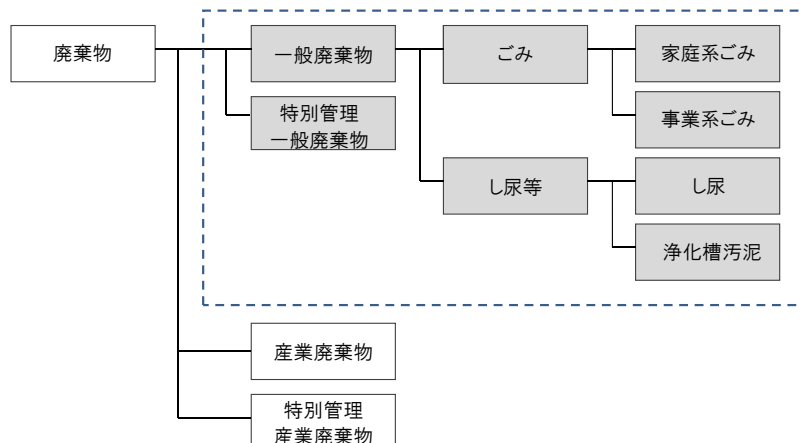
平成 29 年度から令和 13 年度までの 15 年間

## 【目標年度】

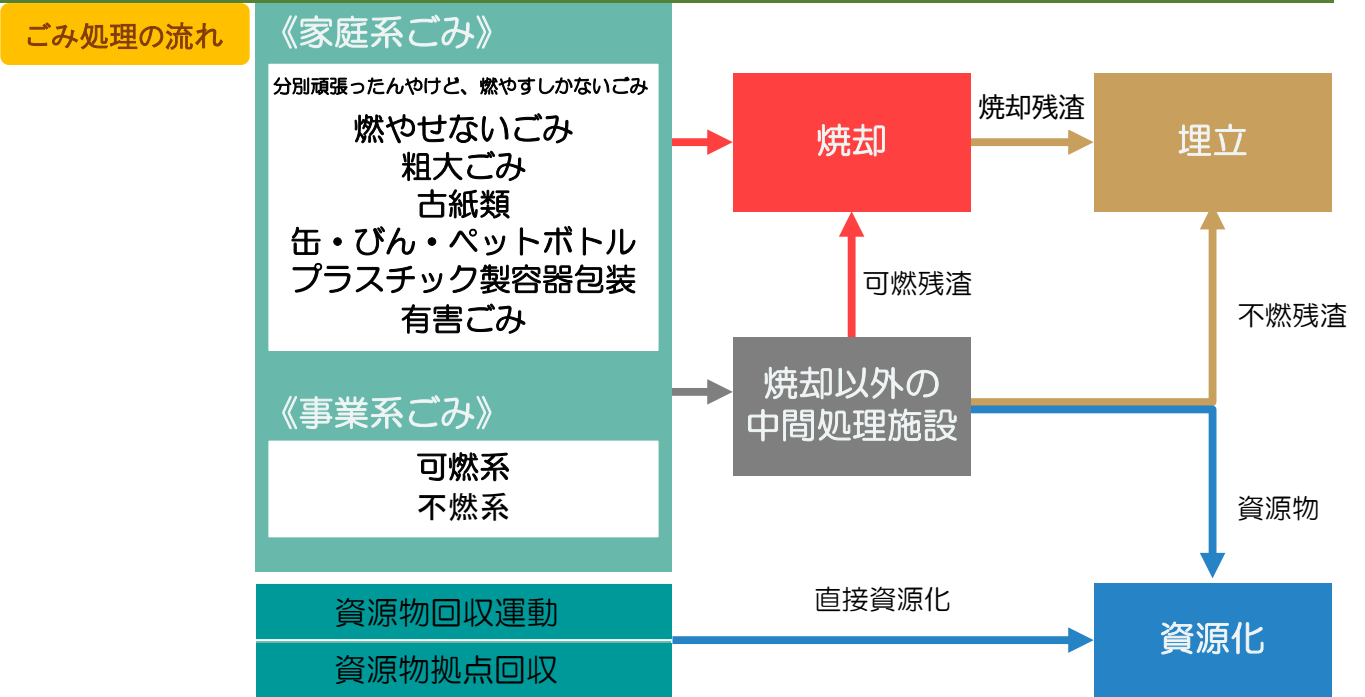
- 中間目標年度 : 令和 3 年度（平成 29 年度から 5 年後）  
                  : 令和 8 年度（平成 29 年度から 10 年後）
- 目標年度 : 令和 13 年度（平成 29 年度から 15 年後）

# 計画対象範囲

本計画の計画対象範囲は、廃棄物のうち「一般廃棄物」を対象とします。（右の図の灰色部分）

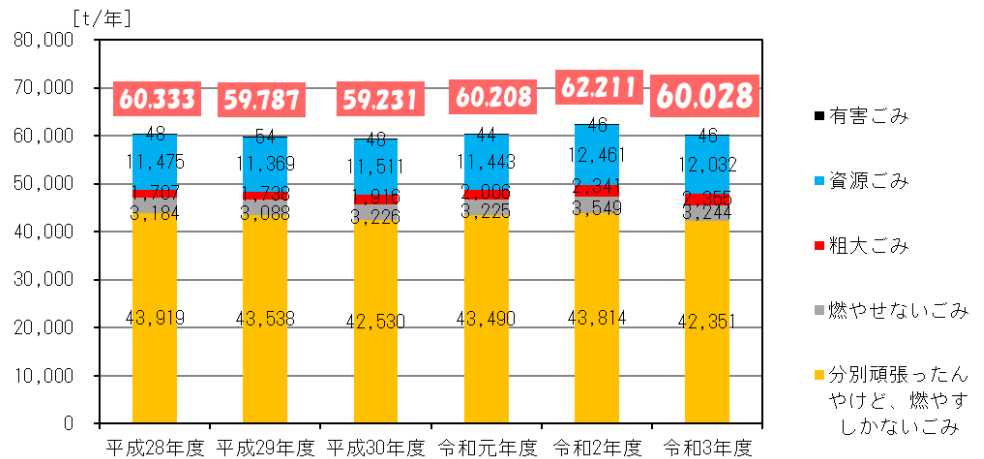


# ごみ処理基本計画



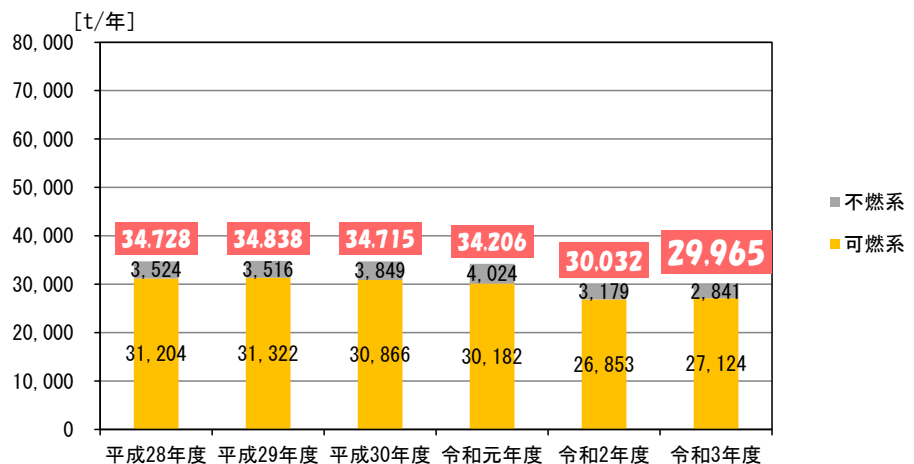
## 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみは平成30年度以降増加傾向でしたが、令和3年度は減少しました。



## 事業系ごみ排出量

事業系ごみは、可燃系、不燃系いずれも減少傾向です。



# ごみの減量化・再資源化の現状

家庭及び事業所におけるごみの減量・再資源化を推進するため、以下の取組みを行っています。

## 減量に係る内容

- 密閉式生ごみ処理容器交付及び講習会支援
- ぼかしづくり団体支援
- 電気式生ごみ処理機購入補助
- 生ごみ処理容器（キエーロ）購入補助

## 資源化に係る内容

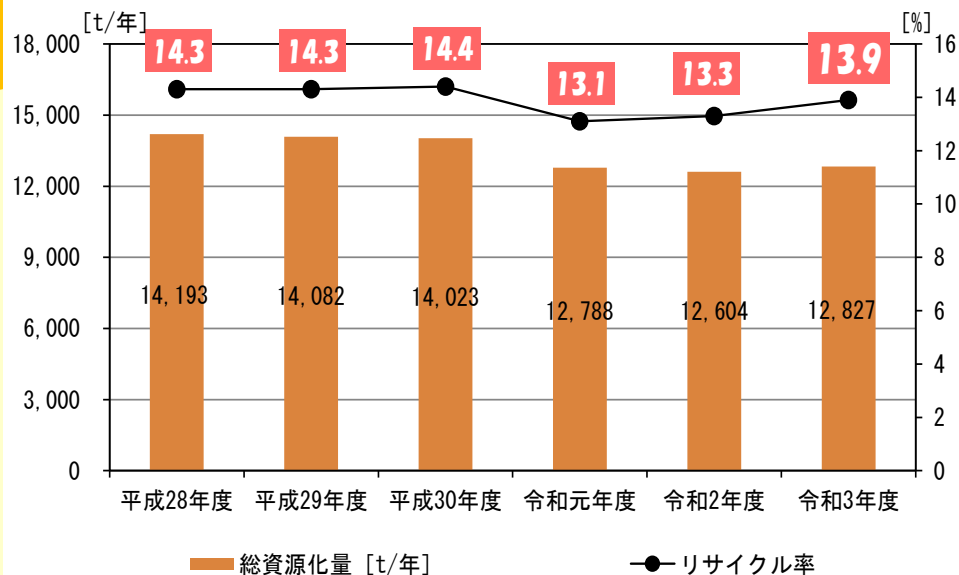
- 資源物回収運動
- 資源物拠点回収
- 徳島市エコステーション
- 食品トレイ回収事業（食品トレイの拠点回収）
- その他の回収事業

## 啓発

- 「ちりも積もれば・・・ごみ減量徳島市民大作戦」
- 市のマスコットキャラクター「ごみゼロん！」の活用
- その他の取組み

### 資源化の実績

総資源化量は平成28年度から令和2年度まで減少していましたが、令和3年度のリサイクル率は13.9%と上昇しました。



# ごみ処理に係る課題

## 1 発生・排出抑制

本市のごみ排出量は、全国平均及び徳島県平均を上回っています。

したがって、現在の施策に加え、環境教育やごみに係る啓発の充実・拡大を図り、家庭系ごみ排出量を削減するとともに、事業系ごみの排出抑制につながる啓発・指導を強化していく必要があります。

## 2 再資源化

本市のリサイクル率は、国の基本方針の目標値を達成していません。このため、リサイクル率の向上につながる資源物の排出機会の拡大等の取組みを進めていく必要があります。

## 3 収集・運搬

リサイクル率の向上を図るため、分別方法の見直しに係る検討を進めていく必要があります。また、ふれあい収集については今後も利用者の増加が見込まれることから、適切なサービスの維持について検討する必要があります。

## 4 中間処理

現在の中間処理施設の老朽化が進んでいるため、新たな焼却施設の早急な整備が必要となっています。

## 5 最終処分

最終処分量は、近年ゆるやかな減少傾向となっているものの、本市は不燃残渣の最終処分量が多くなっており、国の基本方針の目標値は達成していません。

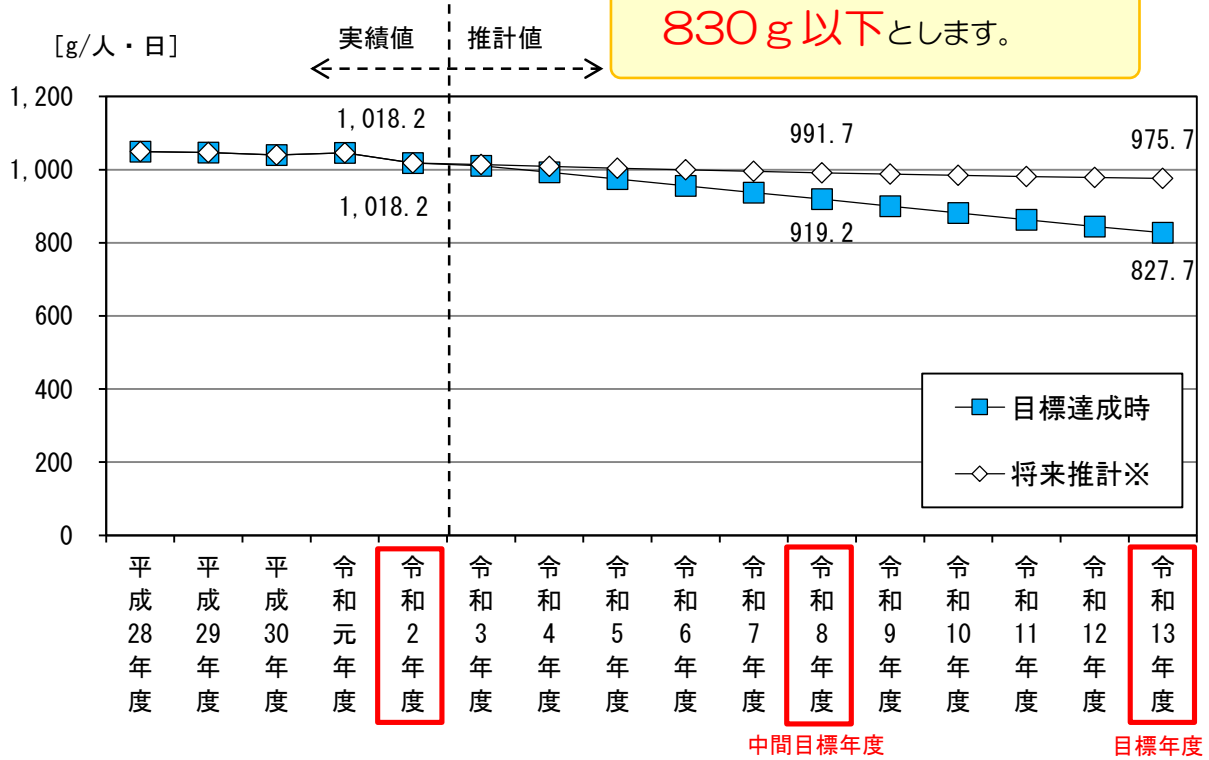
したがって、ごみの発生・排出抑制及びリサイクルの推進を図ることで最終処分量を削減する必要があります。

# ごみ処理に係る数値目標

ごみ処理に係る指標は、国の基本方針等及び  
現行計画の指標に基づき3項目とします。

## 1人1日あたりのごみ排出量

令和13年度までに・・・  
**830g以下**とします。



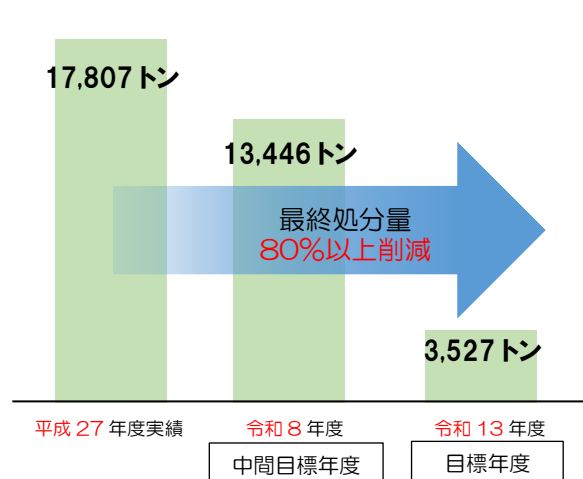
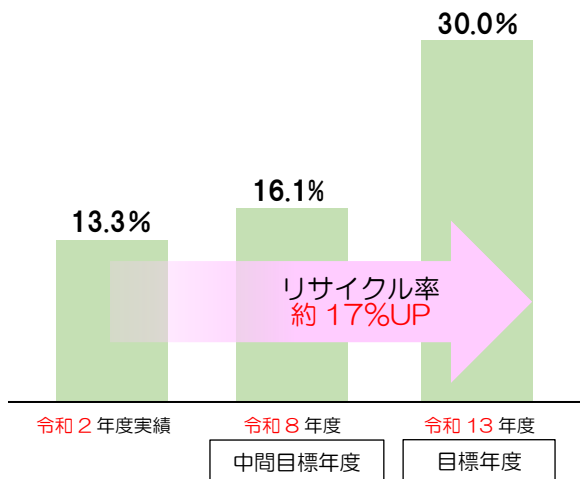
※将来推計:現状の施策を今まで通り行った場合の推計結果

## リサイクル率

令和13年度までに・・・  
**30%以上**とします。

## 最終処分量

令和13年度までに・・・  
平成27年度比の  
**80%以上の削減**とします。



# 基本方針

ごみ減量目標達成のため、市民・事業者・行政は、積極的にそれぞれの立場と相互の連携により、ごみの減量化や再資源化に取り組んでいく必要があります。

## 目標 1 ごみの発生・排出抑制の推進

ごみの減量化を図るには、一人ひとりの日常生活における取組みや事業活動における工夫が重要です。また、効果的かつ円滑に推進するには、ごみの減量化を常に意識しつつ、市民・事業者・行政が協働して、様々な施策に取り組むことも必要です。市民や事業者のごみの減量化に対する意識の向上を図るため、幅広く環境教育や啓発活動を行い、ごみの発生・排出抑制に対する意識を高めていく活動を行います。

## 目標 2 再資源化の推進

循環型社会の形成を推進するには、容易に再資源化が可能なごみを排出しやすい環境整備が不可欠であるため、収集体制の整備や排出機会の拡大などに取り組めます。

行政の取組みに関する周知広報を行うとともに、国や事業者の取組みについても紹介するなど、積極的な情報発信を行います。

目標 1 目標 2 を効果的・総合的に推進するために、以下の施策について重点的に取り組めます。

重点施策 (1) 家庭系ごみ・事業系ごみにおける発生・排出抑制

重点施策 (2) 家庭系ごみにおける資源物の分別の徹底

重点施策 (3) 食品ロスの削減及び「生ごみ」の減量化

重点施策 (4) 事業系ごみにおける「紙類等」の再資源化の推進

重点施策 (5) 資源回収ルート整備・充実

重点施策 (6) 家庭系ごみにおける有料化の検討

重点施策 (7) 市民や事業者のごみの減量・再資源化に対する意識の向上

## ごみの減量化・再資源化に係る取組み

2R（リデュース・リユース）を推進するためには、商品の購入段階や家庭における減量化が重要になります。また、資源化に関しては、市民の利便性の向上が重要となることから、現行計画において実施している施策に加え新たな施策を行うものとします。

基本方針	基本施策	取組番号	主な取組内容
発生・排出抑制の推進	ごみの減量化に向けたわかりやすい情報の発信	1	使い捨て製品の使用抑制、詰替え製品の利用の推進
		2	マイバッグ持参や簡易包装の推進
		3	生ごみの減量化の推進
		4	事業系ごみの減量化に向けた情報発信・制度化・適正処理の監視
		5	店頭回収設置店の紹介
		6	2Rに向けた取組み
	ごみの減量化に向けた意識の向上	7	展開検査の実施
		8	環境教育・環境学習の充実
		9	事業系ごみ処理手数料の検討
		10	多量排出事業者への指導強化
		11	家庭系ごみの有料化の検討
再資源化の推進	再資源化に向けたわかりやすい情報の発信	12	分別の徹底
		13	分別方式の見直しに係る検討
	再資源化に向けた意識の向上	14	新たな情報発信ツールの活用
		15	ごみ減量化・リサイクルの取組みへの表彰制度などの検討
	再資源化に向けた仕組みづくり	16	紙ごみ減量・再資源化策
		17	資源物回収運動の推進
		18	徳島市エコステーション等の拠点回収事業の拡充
		19	オフィス町内会等を活用した事業系ごみ資源化の推進
		20	小型家電リサイクルの推進
		21	製品プラスチックリサイクルの推進



# 収集・運搬計画、中間処理計画、最終処分計画

## 1 収集・運搬計画

家庭ごみは徳島市の直営又は委託により収集し、事業系ごみは、民間業者（許可業者）に委託又は事業者自ら行うものとします。

また、収集方式は現状を基本とし、適宜見直しを検討していくものとします。

なお、ごみを出すことが困難な高齢者世帯等に対するサービスとして実施しているふれあい収集については、今後も利用者の増加が見込まれることから、適切なサービスの維持について検討していきます。

## 2 中間処理計画

今後も長期にわたって安定的に分別頑張ったんやけど、燃やすしかないごみ等の処理を行うため、新たなおみ処理施設の整備を推進します。

### ア 新たなおみ焼却施設の整備

排ガス処理において最新の高度処理技術を採用するほか、熱回収施設の導入などを推進し、ごみの焼却に伴う余熱利用を行うことにより、環境に配慮した施設の整備を目指します。

### イ リサイクルセンターの整備

新たなおみ焼却施設の整備とあわせ、資源物の分別・回収処理を行うとともに、市民に対して、リサイクルに関する啓発活動を行い、理解を深めるための新たな拠点となるリサイクルセンターの設置を進めます。

### ウ スケジュール

新たなおみ焼却施設の整備については、環境影響評価、施設の設計、施工を進め、令和12年度の完成を目指します。

## 3 最終処分計画

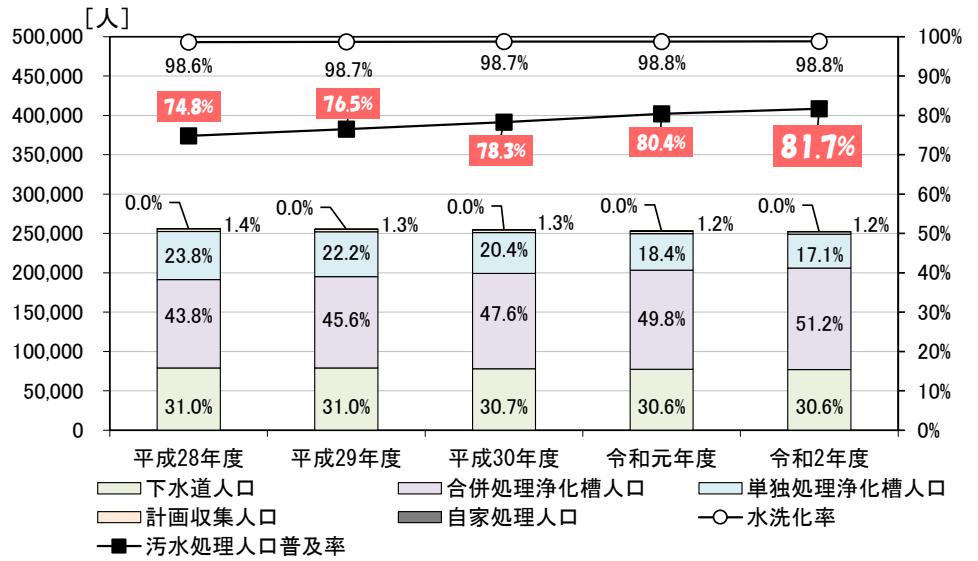
現在、本市においては、最終処分場を保有しておらず、東部環境事業所及び西部環境事業所で発生する焼却残渣は、一般財団法人徳島県環境整備公社に引き続き埋立処分を委託します。

また、焼却残渣の資源化を推進し、最終処分量を可能な範囲で減らすよう努めます。

# 生活排水処理基本計画

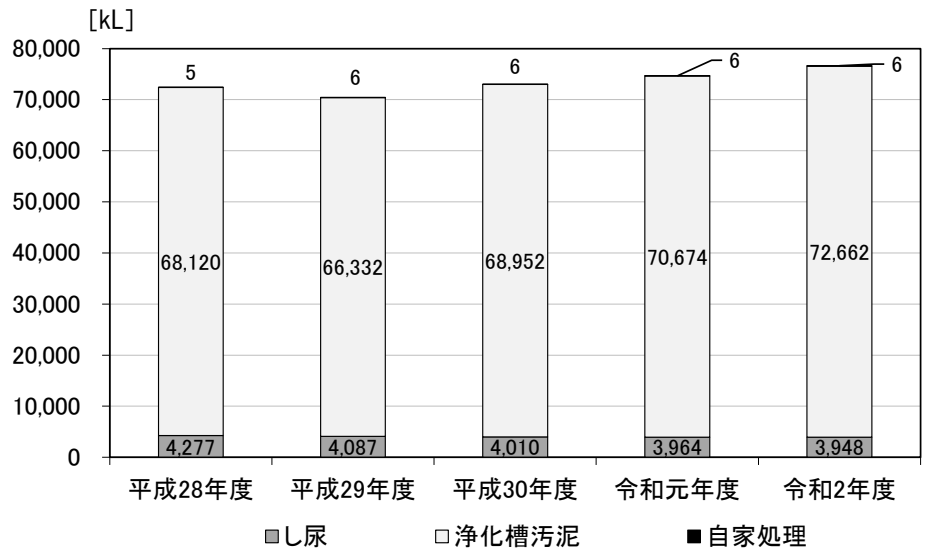
## 生活排水の処理形態別人口

処理形態別人口は約30%が公共下水道処理人口となっています。汚水処理人口普及率は近年増加傾向となっており、令和2年度において81.7%程度となっています。



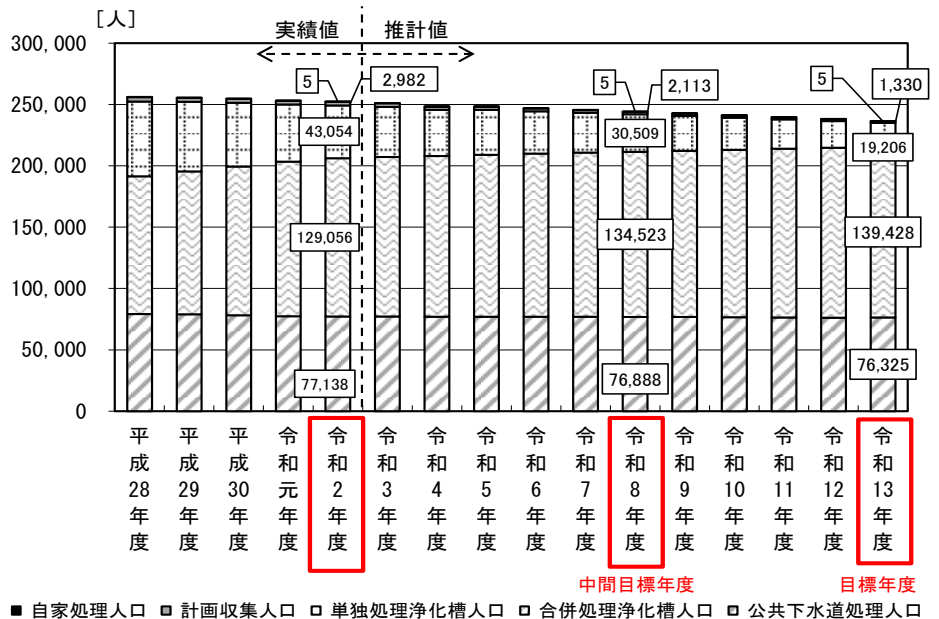
## し尿等の排出量

し尿は減少傾向です。一方、浄化槽汚泥は増加傾向です。自家処理量は横ばいで推移しています。



## 将来予測の結果

合併処理浄化槽人口は増加傾向、単独処理浄化槽人口及び計画収集人口は減少傾向、自家処理人口は横ばいで推移すると見込まれます。



## 基本理念

生活排水による水質汚濁を防止するために、以下のとおり生活排水処理に係る基本理念を定めます。

- 1 公共下水道事業計画区域においては、効率的な管渠の整備・維持管理などを行うとともに、事業計画区域外においては、合併処理浄化槽の設置・転換を促進します。
- 2 生活排水浄化実践推進員との協働などにより、市民と連携を図りながら水質汚濁防止の啓発に努めます。

## 基本方針

本市の生活排水処理の現状をふまえ、生活排水処理の基本方針を以下のとおり定めます。

- 1 公共下水道の効率的な整備  
生活排水を適切に処理する公共下水道の管渠や各施設の整備を進めていくほか、既存の施設は、耐災性や被災時の早期復旧を考慮しながら、改築を進めます。
- 2 合併処理浄化槽の普及促進  
下水道処理区域外では合併処理浄化槽の普及を進めるほか、浄化槽の能力維持のため適正な使用や維持管理を促進します。
- 3 生活排水対策の普及啓発と活動への支援  
市民が家庭において自主的に生活排水対策に取り組むよう普及啓発を通じて誘導していくほか、徳島市生活排水浄化実践推進員などとの連携強化を図っていきます。
- 4 生活排水対策や水環境保全に関する情報の収集・提供  
市民一人ひとりが水環境について正しく理解し行動できるよう調査や情報収集をするとともに、多様な手段による情報発信や環境学習の機会の提供などにより、市民が学ぶことができる環境を充実していきます。

## 計画の進捗管理

年度ごとの改善策その他の施策を定めます。

一般廃棄物処理計画の策定・改定(Plan)

区域内の一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集・運搬し、処分を実施します。

処理計画に基づく施策の実施(Do)

必要に応じて、基本計画及び実施計画の見直し(Act)

処理計画の評価(Check)

評価をふまえて概ね5年毎、または計画策定の諸条件に大きな変動があった場合には見直しを実施します。

一般廃棄物処理システムの改善・進捗の評価の指標としてごみ処理に係る数値目標及び基本方針を用います。毎年、指標等を客観的かつ定量的に点検・評価し、評価結果を広く確認してもらうことで進捗度合いの管理を行います。